

理が遅れたいという意味はない。おやうく福生都市計画といふものに分離したい。今日の状態になつたものと思ふ。この意味にふかふかとして、瑞穂町あるいは羽村町に包含されたい。名称におかふことは福生都市計画となつてゐるものと思ふ。こゝういふ状態にふいて都市計画の課長があつてしかるべきだと思ふ。先程町長が申されたことにつづかしては、私はある程度納得がいふ。上級官庁に對しまして、建設課の中にあるといふよりも、むしろやはり従前とあり都市計画といふものがあつた方が、程度有利であると思ふ。やういふ面について町長から詳細な説明をいただきたいと思ふ。

議長(中西虎蔵君) 石川町長

町長(石川常太郎君) 目席からお話しを願ひます。今度都市計画と

土木課が一緒になりまして建設課という名称にお願いするわけをいふ。従来の都市計画課長よりも大課長になり、その点で優遇することはないと思ふ。

十九番(中村国太郎君) 議長

議長(中西虎蔵君) 十九番

十九番(中村国太郎君) 理事者にお伺ひしたいのであります。地財

法運用指定の際になや今後このような機構改革あるいは職員配置転換があると言明しなかつたのかと私は疑われるわけですが、これは地財法を受けたのも靴をいふジにはさかえり覚悟でやつたわけであり、その当時に職員も一応納得いただけると思ふ。この地財法適用により、給与アップの停止も職員は覚悟しておつたと思ふ。機構改革は一般職員に大分な動搖を与へ、公務員本来の任務であ

る。然て職員は全体の奉仕者で公共のために勤務し、かつ職務遂行にあたり、金は金力でこれに専念しなければならぬといふわけであり、す。に、これに提議理由にあり、す。と、この所行政事務の適正かつ効率的な執行は、たして金うすること、が可能かどうか、今後この事が長く尾を引いていくと思われ、が、これに対して、理事者の考え方を、お伺いしたのであります。

議長(中西虎蔵君) 石川町長

町長(石川常太郎君) 自席からお話しを願います。機構改革と人事移動につきまして、理事者である私がやることであらう、いちいち職員に相談することではありません。なおこの方法が最もよろしいと信じて提出したので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

五番(岩田厚君) 議長

議長(中西虎蔵君) 五番

五番(岩田厚君) 町長の説明の中に不審な点があるのでお伺いたします。が、提議理由の中にある行政事務の適正かつ効率的……これは最もであり、す。が、ところが現在の機構は非常に良いと、言めて、なから、財政的余裕があれば、これだけで良い、財政的裏付けがないから、機構改革をする、た、という、こと、です。が、お話しの中に、機構改革、し、も、職員の給与は、変、わ、ら、な、い、と、いう、こ、と、で、あ、り、ま、す。何、れ、に、い、う、行政の適正かつ効率的な説明なら、け、つ、こ、う、で、す。が、財政的余裕がない、と、か、た、だ、機構改革をする、た、と、いう、の、で、は、一、点、ポイントが、ず、れ、て、い、る、ん、で、は、な、い、か、と、思、い、ま、す。の、で、も、つ、と、は、さ、り、と、機構改革を、し、た、ら、う、れ、だ、と、財政的プラスがある、た、と、い、う、よ、う、な、説明を、願、い、た、い、と、思、い、ま、す。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)ただ、今の機構は大変けこうな機構でござ
います。先程も申し上げました。が財政的に余裕がない。もし
てもっと町の人口が多くなり職員の数が多い場合は大変
よろしいと思います。例えば係長の下に係がないとかあ
るいは係長の下に係が一人とか。そういうことはあり得ない
ことであらう。もっと町が大きくなりおして係長の下に係が
四人五人いるという形が又変よろしい機構で今少し是非と
もいろいろ考へ縮小したいと思つてゐるわけでございます。

十六番(大野行夫君)議長

議長(中西虎蔵君)十六番

十六番(大野行夫君)今までの町長の話しを聞いてあります。とど

くして町長が就任した時に町長の案として出さなかつたのが

その点と又課を減らしても給与は変わらないということであ
り。又次の議案にあるような役職を設けてありますので、こ
れが執行される。とこのように形で町政が行なわれると思ひ
ます。が、やり方と、いうなく、その課長は、いろいろな名義を
使つていくというふうにも言えるわけであり。それから
われわれが一審で駁されるのは課の縮小になります。と課長は係
長減つて、その係長も一般職員に格下げとなり、その中でも
年給的にも年輩の職員もあるし、又準職員も相当数いるの
ではないかと思ひます。そのうち人選も必然的に課の構成から見
ていくと、その地財法計課以外の人員になつてくるのが当然だ
と思ひます。そのうち、その点も十分研究して、その案を出した
のか、あるいは今後の機構について、そのうち、その方から、良
から今のうち、その案を自分の政策書にも、そのうち、その方から

良いというのでこれをとらぬのか、やういふ点にスミナリ伺
いした、いと思ひます。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)お答えいたします。要は経済的には宜い本
さん、先程も申し上げましたとおり、事務量は日々ふえてお
ります。非常に細分化されておりますので、化しとい
へば、非常に化し、又時には一方が化し、一方は暇であ
るということ、相互援助するところ、いので、すけれども
やはり課と係が細分化されておりますと、なかなか言うべ
きにして、できにくいということが多いわけ、ございまして
なるべく統合いたしまして、職員を重点的に使え、というこ
とでござい、ますので、よろしくお願ひ申し上げ、ます。……

(まだ全部終了いたしません)と言ひ着ありし

すみません。最初の質問事項が、聞かされたものが、たものです
かう……

十六番(大野行夫君)議長

議長(中西虎蔵君)十六番

十六番(大野行夫君)私が申し上げたのは、課が縮小された場合に、
いは、給料面は、変らない、ということですが、よく課長
に、レイも、次にある議案のような役職下、や、よく、それに対
する給料は、変らない、という、ことは、やういふ名目によ、す補
フ、いくので、ないか、又係が減るために、係長が、取職員に
も、ど、よくくる、やういふ人達に、対する精神的な、動搖が、起、
くるわけ、で、やういふ、点、和、といふ、事務能率を、考え、て、作、ら、れ
たのか、それ、から、高、級者の職員や、臨時職員も、み、り、わけ、で、こ
の人達に、対する、身分に、対、しても、今後、飽、和、し、やういふ、こと、を、

なく最後お下めんとうをサツされるのかどうか質問したわけでもございあす。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)課長が主査になり、係長が主査になるということはあるわけですが、給料の点等についてございすは全然変りはございあせん。なお課長が主査になりおしすも決して左遷というようなことでございあせんので、最も適正な方に適正な仕事をしつたべくつもりでございあして、係長が主査になりおしすも精神的な面あるいは和という点でございあす。が、町の全体の奉仕者という役場に奉仕して、それ以上やういふことはなはいと私は信じておりあす。それと、専任員でございあすけれども、そうそう専任員に限らずある程度年数を考える時期が来つていふと考えるわけであり

あす。これについておしすは、お下何んらの準備もございあせんし、私一人下考えつていふ時でございあすけれども、そのようなことも考えるべきではないかというふうにも考えつておりあす。

士番(大沼秀伍君)議長

議長(中西虎蔵君)士番

士番(大沼秀伍君)福生町の統計という本を見つたの中に他の市町村との比較して、福生町の職員は多いということを書いてあるわけですが、職員一人当りの人口は古い統計ですが、四百十八名、青森市が八十八名、西多度郡内をササして、専任員一人に對する人口数が多いということが出ていふわけでありあす。やはり機構の問題は定数につながるものであるということには、お下りしつていふわけでも、先程も町長が発言した、地財法適用の



四つの内の一つの問題をここで提議されたものと思うのでござい
ます。いずれにいたしましても地方公務員法第三十四条の給
与勤務時間等の他に於ておもしろいもの地区の公
共団体の職員と又民間事業所の状況を考えなければなら
ないというよう規定されてゐるのですが給与問題その他
に於いて非常に無理を強いてゐるわけではございませう。い
かにしても地方公務員法第三十四条の給与勤務時間等に於
ておもしろいもの地方公共団体の職員と民間事業所の給与等
を考えた決めなければならぬとあるわけでありませう。これ
以外に於ておもしろい給与問題等に於いて職員に非常に犠牲
を強いてゐるわけでありませう。我慢しろということでは一応
職員も又議会としても本意ながらも同調申し上げなければ
いけないと思つておられるけれども数字的に見てもかなり仕事面
に



これは決して職員構成上軽いものではないと思つておられ
ておられる。計画書の記憶によりおますと現在二百二十四名
かと記憶してゐるおます。計画書によりおますと二百十九
名が今年度の予定下ではないかと思つておます。最終年度にお
いて百十三名と私は記憶してゐるおます。市長は常に衣
をきつてゐるおます。なくもつと数字的に財政の
基本線に於いてどうしてもこうしなければならぬとい
うことをはつきりさせたい方がよいと思つておます。私は西多
良郡各町村の割合からして福生町の職員が決して優遇さ
れてゐると思つてゐるおます。又監督官庁である自治省
あるいは都府県からこのようにしろということをおそれる言
ひをしてゐるおます。かゝる場合に福生町の実情を考えればと
うしてもこういふところはこうしてゐるわけではございませう。

「夏議のし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君)「それでは暫時休憩いたします。」

休憩 午後三時三十分

開議 午後三時五十六分

議長(中西虎蔵君)「休憩を以て引続き議事會議を用います。」

土番議員の発言に対し市長の答弁を求めます。

市長(石川常太郎君)「自席から申し上げます。定数につきましては現在の福志町の条例に規定されております定数よりやや少なくなっております。なお地財法申出書によります計画の人員に若干不十分は類似団体の比較がございまして隣接町村の例というわけには参らないうわけでありまして。しかしながらあくまでもそこを減らすということではございまして、現任のところ自然減を待つ考えでございします。」

福生町議会

課の動行によりましてその職員を整理するということとは絶対にございしません。たに融通性をもにやる改正案でございまして例えは基礎排水の測量をする場合に一方の課だけでは人員が足りないわけでもございします。そういう場合二つの課長の下に大勢ありますと重点的にでさるということでもございまして、技術者等の場合は特に組織を大きくした方がございします。重点的に人員が動入でさるということでもございします。そういうふうなわけでもございまして大きくいまして、組織的に動いてもらう執行能力を上げてもらうたいという意図でもございします。

土番(大沼秀伍君)議長

議長(中西虎蔵君)土番

土番(大沼秀伍君)「たにいまの説明によりますといわれる近

隆の市町村ではなく、類似団体の比較による自治省では
計画されてあるということではないです。しかし、絶対的
なものではないということか言える人ですか。

一議長(中西虎蔵君)石川町長

一町長(石川常太郎君)計画書の数字は類似団体を決定する
ように言われてあるわけではないです。なお、各町に於ける
職員一人当りの住民でございそうですが規模によりまして大
部違へまして大方ほとんど一人当りの人数が多いわけでは
ないです。東村山等は一人当り四百位のところもあるわけ
で二百五十人から三百人のところが十方十五万都市の通例
でございそうです。大方くなればなるほど一人当りの人員
が多くなるようではございそうです。決定に關しましては類
似団体の数字を使いよう指示されてあります。又そのお

うにいたしましたわけではございそうです。なお、類似団体にしても
国勢調査によらずいろいろ変動が起ると思いますが、地財
法関係はどのようなになるかその時にいろいろ接衝したいと
思っています。

一土番(大沼秀伍君)議長

一議長(中西虎蔵君)土番

一土番(大沼秀伍君)それによりますと職員の定数を改正する
意思があるのかないのか、それから地財法計画書による指
定当時の人員が百七十九名と記憶してあります。かような
ものとの差が非常に大きいのです。かような点は類似団体
の策定書の問題であつて定数上の問題ではない、定数を変
えるべきかどうかということ、それから各課の融通性をもち
にせたいということですが、いかなるこの機構によつて例えは

降任する職員が課長何名、係長何名、位あるから、用を
したいと思ひます。

議長(中西虎蔵君) 石川町長

町長(石川常太郎君) 町合へ申し上げます。計画書に云ひます
百七十何名に云ふものは、水道関係は入つておりません。
従いまして自然減をもちまして、それ下十分至達するつ
もりでございします。なほ現在の町条例で定めてある定数は
変えません。それから私は「降任」といふ言葉は使いたくない
んです。給料は変りませんし、にど名前が変るだけで
ございしますけれども、課が二つ減りまして「二室」が下を
すかれます。よく「室」に行くのか二人位と思ひます。そ
れから係長から主任に移す。ただ、多く人が今のところ五、六
名と思ひます。

十三番 大久保一郎君 議長

議長(中西虎蔵君) 十三番

十三番(大久保一郎君) 本件について「二室」質問申し上げますが、当時
財務課ができた時は非常に財務課の任務というものが
私は好感をもつておりました。ですが、今回財務課と総務課
を一緒にするという根拠について町長の説明を聞かされた
と思ひます。又課の融通性ということが言われておりますが、
今一つは技術ということも言われておりますが、課長に
も課下も技術と政治というものがありますか。都市計画に
みても特に政治的方面が相当配慮されなければならな
いと思ひますので、そういう面をどのように考えられているの
か、それから総合して課を一本にすれば係は別下あつても
課長の下で融通性が下さるというが、課が別下あつては下